

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 2698号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-4767

<http://www.zck.or.jp>

お供馬の走りこみ (愛媛県旧菊間町)



随 想	情 報	フ ォ ー ラ ム	政 策
心豊かでぬくもりあふれる自立の村づくり……………奈良県山添村長 窪田 剛久：(10)	町村Navi……………(9)	「協働型まちづくり」で未来を拓く〓富山県舟橋村……………(5)	地方分権改革推進委員会が第3次勧告〓政策解説……………(2)

### 閑話 休題

## 「端」を支えることの意味

農村工学研究所 研究員 坂本 誠

いま町村週報を手にとってこの拙文をお読みになっている皆様にお尋ねしたい。あなたの手は、どこに添えられているだろうか。片手持ち派、両手持ち派、あるいは左下端派、右下端派、左右下端派、左右辺派……流儀は数多あれど、その手は紙の端に添えられているのではないだろうか。このように、「面」を支えるときに、まずは端を支持するのが常である。

山口市郊外の仁保地区。昭和大合併まで仁保村を名乗っていた当地区に初めて道路舗装の話が持ち上がったのは、現在から30年ほど前のことだった。ただし、この年度に予算計上されたのは、わずか数百メートル分の舗装費。どの区間を舗装するかは、地区の判断に委ねられた。そして、このとき仁保地区が施工区間として選択したのは、地区内で最も奥にある集落の道路だった。

同様の話を、川根振興協議会の活動で知られる広島県安芸高田市川根地区でも聞いた。川根地区全域で圃場整備に取り組み際、地区が最初の工区として設定したのは、隣町との境に接する最奥の集落の農地だった。

いずれも、人口減・高齢化の波の中、地区を「面」として支えていくためには、最

も条件の悪い末端の集落を支えることが不可欠だとの判断による。

この意味は、雪降り積もる時期に末端の集落を訪ねればよくわかる。集落に続く道路に分け入った直後は、無数の轍によって舗装面がほぼ露出しているが、途中の集落を1つ2つ過ぎるたびに轍の数は減り、末端の集落に達する頃には、ほぼ真っさらな雪面に自ら轍をつけながら走りこるをえなくなる。末端集落の住民がつける轍が1つ手前の集落を支え、その集落住民がつける轍がもう1つ手前の集落を支えている。逆に考えれば、末端の集落が消滅すれば、1つ手前の集落が末端となることを意味する。端を守ることは、地域全体を守ることでもあるのだ。

人口減少社会への対応として、都市部に人や資源を集約せよとの論がある。しかし、38万平方キロに及ぶこの国土を、はたして中心「点」を支持するだけで守っていけるのだろうか。あるいは、この国を「面」として支えていくことはあきらめようということなのだろうか。いまこそ、仁保地区や川根地区の知恵に学ぶべき時のように思われる。

●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)

なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

政策解説

# 地方分権改革推進委員会が第3次勧告

## 保育所設置基準など義務付け等892条項の見直しなど提言

地方分権改革推進委員会（丹羽宇一郎委員長）は10月8日、「自治立法権の拡大による『地方政府』の実現へ」との副題を付けた第3次勧告をまとめ、鳩山由紀夫首相に提出した。義務付け・枠付けの見直しでは、保育所の施設基準や学級編成の標準など合計892条項について条例による「上書き」などを提言。このほか、

①教育委員会と農業委員会の必置規制を見直し選択制とする②「国と地方の協議の場」について国・地方が早期に合意するよう求めた。同勧告を受けた鳩山内閣では「勧告が最大限実現されるよう、内閣を挙げて速やかに取り組む」との総理談話を発表した。原口一博地域主権推進担当相は分権改革委の第4次勧告を受けた後には同委を「発展的に改組」する意向を表明している。同時に、原口担当相は、第3次勧告を報告した8日の閣僚懇談会では義務付け等の見直しのうち「政省令改正などで直ちに実現できる改革はこの1、2カ月に実施に移す」よう各閣僚に要請もしている。鳩山内閣の「基本方針」では、「内容のともなうた地域主権」を政策の二大柱の一つに掲げており、これまで各府省の抵抗でほとんど手付かずだった義務付け等の見直しが「政治主導」でどこまで実現するか、今後が注目される。

### 条例による「上書き」を容認

第3次勧告は「はじめに」で、いわゆる第2次地方分権改革といわれる今次の地方分権改革の目標を、地方自治体を自治行政権と自治立法権、自治財政権を具備した「完全自治体」にするともに、住民意志に

基づく地方政治の舞台としての「地方政府」に高めることに設定したと、その狙いを改めて明記した。

その上で、自治立法権の分権には、地方自治体の条例制定権を拡大し、自らの責任で行政を展開できる仕組み構築が必要だと指摘。このため、「義務付け・枠付けの見直し」では、第2次勧告で見直し対象とした約

4、000条項の義務付け・枠付けのうち、①自治体への施設・公物に対する国の設置管理基準②自治体の事務に対する国の関与（協議、同意、許可・認可・承認）③計画策定とその手続の自治体への義務付けーについて、合計892条項の見直しを勧告した。併せて、今後も新たに作られる義務付け・枠付けの立法原則とそのチェックのための仕組み構築も提言した。

義務付け・枠付けのうち、「施設・公物設置管理の基準」では、142条項について「廃止または条例への委任」を提言した。併せて、条例に委任する場合の仕方を「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」に類型化。うち「従うべき基準」（自治体が異なる内容を定めることを許さない）は「利用者資格の基本的事項」「工業の資格」など真に必要な場合に限定すべきとした。また、「標準」（合理的理由のある範囲で、自治体が異なる内容を定めることを許容）は、全国の見地から一定サービスイを維持するための「利用者の数」「配置職員数」など特に「標準」を示す必要がある場合に限るとした。

一方、「参酌すべき基準」（国の基準を十分参照すれば、自治体が異なる内容を定めることを許容）につい

政 策

地方分権改革推進委員会 第3次勧告 (概要)

第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

○ 第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付け(※)に係る条項(約4,000条項)のうち、特に問題のある下記右の(a)(b)(c)の事項(3つの重点事項)について、個別の条項毎に具体的に講ずべき見直し措置を提示(892条項)

〈条例制定権の保障の範囲を「地方自治の本旨」の観点から設定するという意義を有する取組みでもあり、我が国の地方自治制度始まって以来の試み〉

	具体的の講ずべき措置を提示した条項数
(a)	142
(b)	166
(c)	584
計	892

(a)自治体の施設・公物に対する国の措置管理基準  
→「廃止又は条例への委任」へ見直し

〔自治体の自由度の観点から条例への委任の仕方を類型化  
①「従うべき基準」 ②「標準」 ③「参酌すべき基準」  
・「従うべき基準」及び「標準」は真に必要な場合に限定〕

(b)自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)  
→「廃止又はより弱い形態の関与」へ見直し

※国の関与は、税財政上の特例措置が講じられる場合などに限定

(c)計画の策定及びその手続の自治体への義務付け  
→「廃止又は単なる奨励(「できる」「努める」等)」へ見直し

※義務付けは、私人の権利・義務に関わる行政処分の根拠となる計画などに限定

○ 3つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後、具体的に見直し措置を講ずるよう要請

全国知事会、全国市長会提言等の要望に係る条項は、106条項。このうち、103条項(97%)の条項について見直しを提示

※「義務付け」とは、地方自治体に一定の活動を義務付けることをいい、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、基準等の枠付けを行うことをいう(今回の見直しは、自治事務についての法律の条項を対象としている。)

第2章 地方自治関係法制の見直し

○教育委員会及び農業委員会について、必置規制を見直して選択制に引き続き委員会を存置するか、長の所管とするかは、地域の実情に応じ地方自治体が自主的に判断

○地方自治体の財務会計制度について、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直すべき

第3章 国と地方の協議の場の法制化

○国と地方の双方の代表者が一堂に集まる機会をできるだけ速やかに設け、「国と地方の協議の場の法制化」について率直に意見を交換し、双方の合意を目指すべき

試案として、協議事項、構成員、会議の運営等について参考提示

では、「必要最小限のものを、条例制定に当たって『参酌すべき基準』として規定することは許容する」とした。併せて、同参酌基準は「自治体が条例で異なる内容を定めることを許容するものであり、地方自治体による国の法令の基準の『上書き』を許容するもの」との認識も示した。また、「協議、同意、許可・認可・承認」では、166条項について一定の類型に該当する場合に限って許容し、いずれにも該当しない場合は廃止すべきとした。なお、許容する類型には、①国の税制・財政上の特例措置がある計画策定など②同意を要する協議③刑法等で特別の自治体に許される「許可・認可・承認」④同一の行政目的達成のため国との調整が不可欠な「意見聴取」⑤私人の許認可事務を自治体が行う場合の「事前報告・届出・通知」などを示した。

「計画等の策定・手続」では、584条項について「廃止、単なる奨励への移行等の措置を講じる」よう勧告した。なお、義務付けを許容する事例として、①私人の権利・義務の行政処分の根拠となる計画策定②自治体の区域を超える一定地域に総量的な規制・管理を行う計画策定などを挙げた。

これら義務付け・枠付けの見直しイメージを具体例で見ると、保育所では国が決めている屋外遊戯場面積(1人当たり3・3平方メートル以上)や調理室の必置などの「施設基準」、保育士の幼児30人以上に1人以上などの「職員配置基準」を各自自治体が条例で定めることで地域実情に応じた整備・運営が可能となる。

また、小学校では国が決めている1学級40人など学級編成の「標準」や教職員定数の標準も地域実情に応じた条例制定が可能となる。道路についても、国が決めている生活道路の勾配(12%以下)や歩道幅員(2メートル以上)の基準設定などの基準を地域実情に応じたものにできる。公営住宅でも、同居親族要件や月15・8万円を超えないなど国が画一的に設定している入居者基準も地域実情に応じた入居者資格への設定が可能となる。

このほか、都市公園の設置基準をはじめ、道路の構造基準、河川管理施設の構造基準、認定こども園の設備・運営基準、学校の設置基準、小中学校等教員定数の標準、病院等の病床数算定基準、老人福祉施設の設備・運営基準、指定介護老人福祉施設の指定基準など勧告に盛り込まれた見直し条項には市町村行政に密接

## 政 策

## 教委・農委の設置は選択制に

に関連する義務付け等も多い。

「地方自治関係法制の見直し」では、行政委員会のうち教育委員会と農業委員会の選択制を勧告した。

うち、教育委員会については、国はその存続理由に「教育の政治的中立性」「教育行政の安定」などを挙げていたが、①国は行政委員会制度を採用せず自治体だけに同制度を強制する「制度的不均衡」に納得のいく説明がない②委員会が形骸化し、「合議制」で機動性・弾力性にも欠けている③教育委員会・事務局が学校教職員・OBの縦系列の閉鎖的世界を形成④幼稚園と保育園、社会教育行政等で横の総合調整に問題が生じている—などの課題を指摘した。

このため、勧告は、教育委員会を存置するか首長の所管にするか「自治体の判断によって任意に選択できる」ように改めるべきだとした。なお、教育委員会を廃止する場合は、政治的中立性確保のため教員任用の適否を事前に審査する機関の設置も提案した。

また、農業委員会についても、①委員会が行う農地の権利移動許可等の処理件数が減少②委員会の会議が

形骸化③耕作放棄地が拡大—などの課題を挙げ、市町村が地域実情に応じて農業政策全般を総合的に展開できるようにすべきだと指摘。このため、農業委員会を設置するか首長が担うか「市町村が任意に選択できる」ように改めるべきだとした。

このほか、自治体の財務会計制度について、「透明性の向上と自己責任の拡大」を図る観点から見直しすべきだと指摘した。

## 「協議の場」では「試案」も

「国と地方の協議の場」の法制化では、今後の法令・制度の制定改廃の際に自治体の自主性・主体性を阻害することのないよう万全を期す必要があるとして、国と地方の代表者が一堂に集まる機会を速やかに設け、同法制化について合意を目指すべきだと勧告した。

併せて、分権改革委の「試案」も示した。それによると、「協議の場」の名称は「国地方調整会議（仮称）」とし、協議事項の範囲には①国と地方の役割分担、地方自治制度、地方税財政制度②社会保障・教育制度や社会資本整備のうち地方行政に大きな影響を及ぼす—ものを挙げた。また、「調整会議」の常設構成員は、

国側は首相、官房長官、総務相、財務相と首相が指名する関係大臣、地方側は地方六団体（指名する者）とした。なお、国・地方とも会議の議題に応じて臨時の構成員も追加できる。このほか、「調整会議」は国・地方双方からの申し出により開催するとした。併せて、「調整会議」の協議が有効に機能するには地方自治法（263条の3⑤）の国から地方六団体への「事前の情報提供制度」がこれまで以上に確・厳格に運用される必要性も強調した。

なお、10月7日の会合では、同案を起草した西尾勝委員長代理が「試案」を解説した。「国地方調整会議」の名称について、「国と地方が調整を諮るものであり国と地方が対等・協力関係にあることを明確にしたもの」と指摘。また、地方代表について「各一人としていないので2人もありうる」とし、さらに「会長が自動的になるとしていない。会長が指名するなり選挙するなり各六団体の自治に委ねた」（テーマにより）六団体全てが出なくてもいい」との認識を示した。

第3次勧告は、義務付け・枠付け見直しを中心テーマだが、勧告は、今回の見直しを「条例制定権の保障範囲を『地方自治の本旨』の観点か

ら設定するという意義を有する取り組みであり、わが国の地方自治制度始まって以来の試み」と「自賛」する。確かに、意味だが市町村行政にとっては大きな意義をもつ改革だ。

このため、地方六団体は、第3次勧告の取りまとめを受け、①「義務付け、枠付けの見直しと条例制定権の拡大」には、自治体の自由度を拡大し、住民本位の施策を推進する上で必要不可欠であり、早期の法制化を強く求める②「地方自治関係法制の見直し」は勧告に沿った対応を行うこと③「国と地方の協議の場」は、国と地方が対等の立場で議論できる体制を法制化することが不可欠であり、速やかに協議を開始できるように政府としての対応を強く求める—との評価するコメントを発表している。

しかし、教育委員会や農業委員会の任意設置化も含め、条例による法令等の基準の「上書き」は、自治体側が活用しなければ何も変わらなない。「地域主権」を掲げる民主党政権の誕生で、今回の勧告の具体化への期待が高まっているが、勧告事項が実現すれば、その成果を活かすかどうかは市町村の手に移る。

（自治日報記者 井田正太）

フォーラム

日本一小さな舟橋村

日本一小さな自治体として知られる舟橋村(富山県)。平成の大合併でも独立の道を選択しました。しかし、村政はいま大きな曲り角を迎え、協働型まちづくりを重要な柱のひとつとして取組んでいます。富山大学と包括連携協定を結び、まちづくりを展開する舟橋村のいまを紹介します。

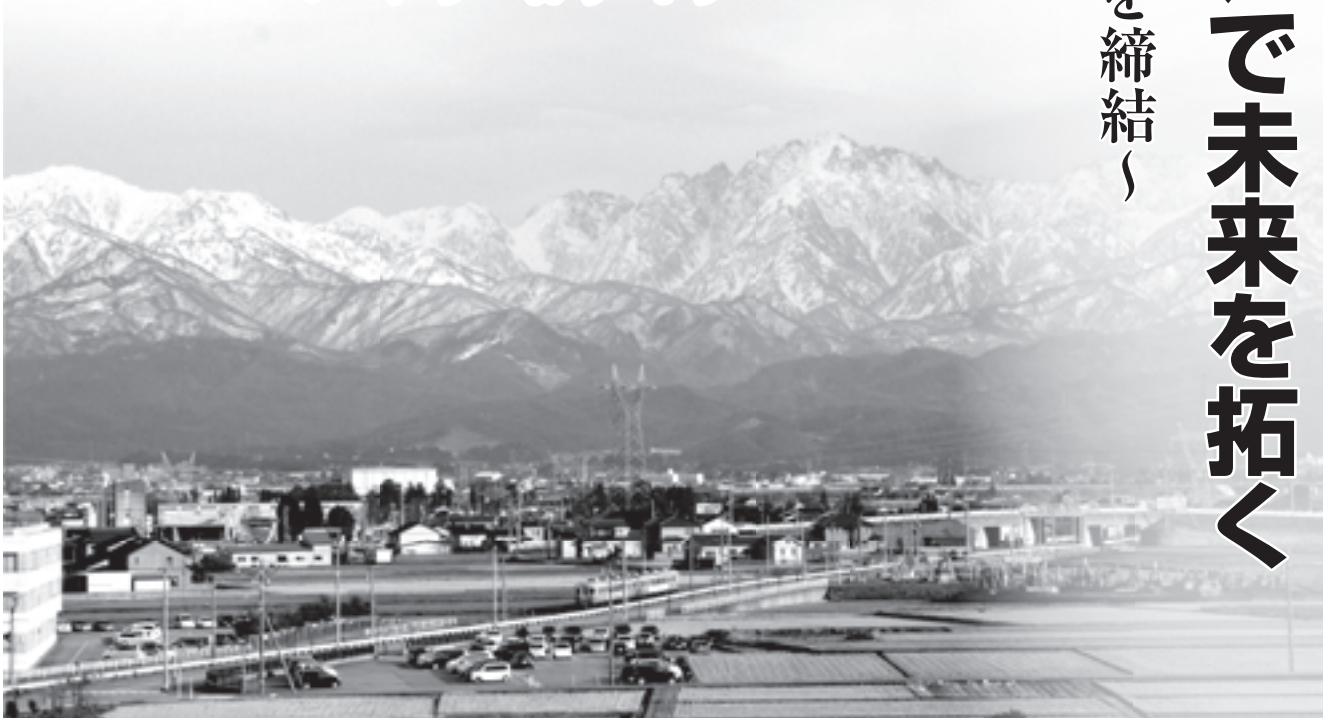


協働型まちづくりで未来を拓く

富山大学とも連携協定を締結

ある緑豊かで住みやすい文化的な都市近郊農村です。面積が3・47km<sup>2</sup>、縦・横それぞれが、約2km。村中心部に位置する小中学校への通学距離は1kmと非常にコンパクトな村で、全国各地で小規模自治体の合併が進んだことにより、北陸3県で唯一の村になるとともに、平成18年3月27日には日本で一番面積の小さな自治体となりました。また、立地環境の良さを活かして平成元年から取組んだ人口増対策が功を奏し、平成4年の人口1,450人が、平成19年には2,900人を超え、平成17年度国勢調査では、人口増加率24・2%と全国第2位になり、村民の平均年齢が38歳と非常に若いのが特徴です。日本一小さな舟橋村ですが、それはこれまでに「タウンミーティング」等を開催し、地域の現況と住民の意見を十分に検討して選択された結果としてある、舟橋村なりの地域づくりの姿なのです。

富山県 舟橋村



△富山平野の中央部に位置する舟橋村からは、雄大な立山連峰を望むことができる

フォーラム

急激な人口増加による環境変化

平成の大合併では近隣市町村の合併が進む中、独立独歩の道を選択した舟橋村とは言え、いま新たな地域づくりの途上にあります。元来舟橋村は人口約1、400人程度の小規模自治体として、住民も職員もお互いの顔が見えるといった、特異な信頼関係のもとでまちづくりを推進してまいりました。その後、平成元年にスタートした村の人口増対策により倍増の3、000人弱となり、平均年齢も38歳と若返りま



▷ 転入者の増加で村では子供たちの姿も多く見られるようになった

したが、一方では住民の半数以上が村外からの転入者となり、地域に対する愛着や行政に対する関心の希薄化、コミュニティの断片化といった、従来通りのまちづくりでは困難な状況をも生むこととなりました。

確かに平均年齢は若返り、子供たちの姿も多く見られるようになりました。しかし、いまだ自治体としてみればこんなに小さいにも関わらず、急激な人口増加はそれまでの地域秩序に做った行政の有り様に変化を求め、新たな地域づくりへの対応を迫られることになったのです。合併の道こそ選ばなかった舟橋村ですが、地域構成の急激な変化によって、村政は大きな転換点を迎えていると言ってよい状況にあります。

◀ 協働型まちづくりがキーワード

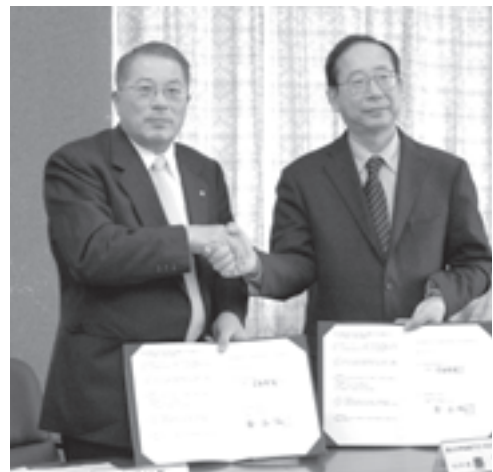
舟橋村が直面しているのは、第一には地域構成の急激な変化によって、旧来からの集落と新興宅地に在住する新旧住民に分断されたコミュニティの課題です。それは単に交流促進が必要というだけでなく、新旧の集落コミュニティで、一方には高齢者が多く、一方には若い世代が集中するといった、地区毎に構成世代が分かれていることによる地域ギャップが発生し、地域活動にも影

響が現れ始めていることです。

そして第二には、上記とも連動することですが、将来の急激な高齢化への懸念です。これまでの転入者は、若い夫婦世代が多くを占めていました。つまり、新たな養育世代の転入者が続かない限り、子供の成長に合わせて高齢化率は一気に上昇していきます。しかも、現時点において地域全体では若返ったものの、年齢構成は18歳から28歳までの人口が少なくなっています。これは大学進学等で県外へ流出・就職していることが第一の理由と考えられる県レベルで検討すべき課題ですが、今後当地では高齢化を加速する大きな要因となります。これらは、現在の住民はもちろんで、新たな転入者をも惹きつけ、またリターンを促すだけの舟橋村の魅力や居住満足度に関わる課題です。

ここに求められるのは単なる行政発想ではなく、まちづくりの過程において、住民の理解を得ながら、その意思が十分に反映されるものでなければならぬことです。そして住民発想による知恵と協力を得ながら、地域が一体となって取組むことを必要としています。自分たちのまちは自分たちが創るといふ意識のもと、行政と住民が真に協力しなければ実現できないものです。将来を見据えてどのようなまちづくりを展開すべきなのか。これからの考

◀ 富山大学とは包括連携協定で継続的な協力体制を構築



える上で、◀ 協働型まちづくりは舟橋村にとって、他の自治体にも増して重要な意味を持つキーワードです。

◀ 協働型まちづくりと富山大学との連携

舟橋村が抱える大きな課題に取組んでいくためには、お互いの顔が見えるかつての地域の姿のように、まず礎となる住民との協働関係を構築していくことが必要です。それは地域への関心の芽生えを促し、住民参加のきっかけを提供し、そこから住民主体による自発的活動の輪を育むことです。これが地区を越えた取組みになってこそ、協働型まちづくりの土壌となり、ひいては舟橋村の置かれた現状を打開するこ

フォーラム

とに繋がるものと考えます。

そこで、まず最初に取組まれたのは「村民憲章」の策定です。一般公募による住民参加を呼び掛け、住民視点で舟橋村について見つめ直す機会としました。作業にあたっては富山大学の協力のもと、ワークショップ形式で実施し、個々の考え方を作業グループ内で充分に議論を重ねられたことから、参加者の満足度も高いものとなりました。また、富山大学との取組みの新鮮さと、成果が実感できたことから、継続的な連携を求める声が上がリ、その結果、平成20年2月15日には「舟橋村と富山大学における地域づくり包括連携協定」を締結するに至りました。

富山大学との連携事業の目的は、大学の有する専門的知見や人材育成のノウハウを活用しながら、協働型まちづくりの展開を促進することです。その対象は、住民のみならず行政職員も含み、地域構成主体がテーマを共有しつつ、双方からの意識改革と行動に移されることを目指しています。そして、特に住民に対する取組みでは、年度毎にテーマを設け、第一に、まちづくりへの意識の芽生えを促し、有意な人材を発見すること。第二に、参加のきっかけを提供し、そこから持続的な活動組織を組成すること。以上を目指して、取組まれることになりました。なお、講師はすべて富山大学の教員が

◀「ふなはしまつり」は毎年2千人以上の来場者で賑わう



担当し、指導にあたっては住民と接する時間も多く割いていただき、密な関係を築いています。

◆ふなはしまちづくり塾の開催

ふなはしまちづくり塾の目的は、まちづくりへの意識の芽生えを促し、まちづくり活動に向けて有意な人材を発見することです。連携事業の初年度となる平成20年度には、地方分権改革を踏まえた村の方向性や他自治体のまちづくり事例等をご紹介いただきながら、60名もの参加者とともに「協働型まちづくり」について理解を深めました。

◆まちづくり協議会の設置

まちづくり協議会の組成は、ふなはしまちづくり塾の受け皿であり、年度テーマに設定された取組みを通して、まちづくりへの参加のきっかけを提供することにあります。同時に、そこから持続的な活動組織が育まれることを狙ったものです。初年度は、村の最大イベントである「ふなはしまつり」をテーマに設定して開始しました。

「ふなはしまつり」は、毎年2、000人以上の来場者があり、露店等の出店も多く、来場者には非常に満足度の高い夏祭りです。しかし、これまで運営を一手に担ってきた商工会スタッフの高齢化や人員不足が深刻となり、開催が危ふまれる状況にありました。

そこでこれまでの運営スタッフに、ふなはしまちづくり塾を通じて公募した住民を加え8名で、「ふなはしまつりまちづくり協議会」を組織しました。

来場者である住民の意識調査やこれまでの開催の変遷を踏まえ、今後の課題やその具体的な解決策についてワークショップが開催され、まちづくりの目的・コンセプトをより鮮明にする必要性や、村民誰もが携われるような仕組み・機能の確立など運営体制の整備について、更には、次年度に向けての実施戦略などについて話し合われました。

この取組みは、その後新たに8名の参加者を得て総勢16名に拡大し、1年を経過した今年度のふなはしまつり開催で実を結びました。

ここでの成果は、1年のうちに活動の輪が拡大したこと。また、「舟橋村を知る日」をテーマに開催され、村にまつわる歴史や特徴をクイズ形式で出題する「クイズ村民SHOW」の実施、その他に露店関係者のPR時間を設けるなどで、まつりのテーマである「舟橋村を知る日」を具現化し、企画の点でも住民アイデアが活かされたことです。さらに言えば、前年の準備会合が4回であったのに対し、今年は実に



▷まちづくり協議会では「ふなはしまつり」の今後のあり方について議論を重ねた

フォーラム

21回を数えたにも関わらず、終了後の運営スタッフからは、「疲れたけど楽しかった。でも来年の課題も見つかった。」と声をかけられ、私自身も翌年への意欲が湧いてきたことでした。

もちろん、来場者は2000人を超える盛況で、企画から運営まで、多くの方が加わり、真に住民が中心になったまつりであったと思います。

◆行政職員の意識改革と実践

ここまでは住民主体の取組みを紹介しましたが、協働型まちづくりは住民だけが取り組むものではありません。むしろ、行政職員の取組みこそが大切だと思っています。これからの舟橋村職員は、住民の意見・要望をまず聞き、現在の行政の状況を十分に説明したうえで、どのようにしていけばいいのかを一緒に考えていく姿勢を持たなければいけません。そのための「協働」に向けた「職員研修」を実施しています。

昨年は、「協働型まちづくり実現のため、職員は何を考え、どのように進めていけばいいのか」をテーマに仮想行動計画づくりの演習を実施し、職員の意識改革を目指しました。ここでも富山大学の協力のもと、ワークショップ形式での、考えること、議論することを中心に進められ、職員にとつては大いに啓発される機会となりました。

今後はこの仮想的な計画づくりを一

歩進め、自らの発案を実践に移す機会を用意することで、意識改革の深化を図っていく予定です。その方法論としては、先に紹介した「ふなはしまちづくり塾」において、各職員の発案計画に対し住民評価を受ける機会を設けるなど、職員提案がどの程度住民に支持されるのか、それによって事案を予算化し、実現させることが検討されています。

小さいながらもまじくつくりに向けて

舟橋村の協働型まちづくりは、始まったばかりの試行的な段階にあります。

しかし、小さいながらもいくつかの成果を実感するにつれ、この取組みを地域を挙げた当たり前のものにしていくと信じています。

先にも述べたように、舟橋村は大きな不安要因を抱えています。そのためにも、協働型まちづくりを通じて、住民とともに解決策を見出していくことができる施政のあり方を形にしていきたいと思えます。また、その活動の中からこそ、舟橋村の魅力と誇りをも、浮かび上がってくるのだと考えます。

そして、小さいからこそ可能な住民主体のまちづくりが、舟橋村なりの形で実現できるものと考えます。

(富山県舟橋村総務課 吉田昭博)

小沢環境大臣に「全国森林環境税」の創設を要請

全国森林環境税創設促進連盟(会長・辻 一幸 山梨県早川町長)及び同議員連盟(会長・板垣一徳 新潟県村上市議会議員)の会長はじめ役員は、10月22日、環境省内で、小沢鋭仁環境大臣と面談し、平成22年度税制改正に向けた要請を行った。

この中で辻会長は、①二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること、②地球温暖化対策税を導入する場合は、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進するための市町村に対する新たな税財源制度を創設すること―を柱とする「全国森林環境税の創設に関する意見」



△小沢環境大臣(右から2人目)に要請する両連盟役員

について説明するとともに、これらの税財源制度の創設が実現されれば、鳩山総理が国連総会で表明した「温室効果ガスを2020年までに1990年比25%削減」の実現に向け、山村市町村としても精一杯協力することを強調した。

また、他の役員からは、深刻な森林荒廃の状況や山村の現状を訴え、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や雇用確保、若者の定着等のためにもこれらの制度創設が不可欠であることを説明し、理解を求めた。

さらに、来年度予算編成に関しても、環境省が10月15日に取りまとめた概算要求に盛り込まれた「チャレンジ25プロジェクト」の実現と、同プロジェクトの中への間伐等森林整備の明確な位置付けについても併せて要請した。

これに対し、小沢大臣は、二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源というところで理解いただければ、鋭意頑張っているところであり、グリーン税制への見直し全体の中でやっていきたいと述べた。

また、「チャレンジ25プロジェクト」の中への森林整備の位置付けについても、十分心得てやっていきたいとの発言があった。

なお、両連盟の役員はその他、田島一成環境副大臣、大谷信盛環境大臣政務官らにも意見書を提出した。



情 報



北海道 美瑛町  
「美しい村づくり」で  
若手職員が町内ガード  
レーンをペイント

町の美しいまちづくり推進等のためのプロジェクトチーム(P.T.)はこのほど、町道沿いにあるガードレーンやガードケープルをこげ茶色にペイントした。白色のガードレーンなどを景観に配慮した色にペイントすることで、町民にまちづくりへの関心を抱いてもらうことが目的。浜田哲美瑛町長は農山村の景観・文化を守る活動等に取り組み「日本で最も美しい村」連合の代表を務めており、P.T.は同連合の理念などを町民らへ伝えることを目的に若手職員が組織した。

P.T.のメンバーは14人で、本業の合間に会合等の活動を実施。今回のペイントは一部地域を対象に行った。来年以降、残りの地域でペイント活動を行うかについてはまだ未定だが、仮に来年ペイントが実施されるとしても、その時は「行政が主体の活動ではなく、町民らが主体で取り組んでいるだろう」と担当職員は話している。

なお、美しい村連合は2005年に発足したもので、09年10月現在、33団体が加盟している。

宮城県 加美町  
高齢ドライバーの  
講習受講に助成

2町は、高齢者ドライバーの交通事故防止の一環として宮城県警と協力して高齢者運転教育を講習する人の助成を始める。10月21日には、加美町にある自動車教習所で開講式を開いた。今年度は、受入れ体制の関係から試行的に20人程度を対象に行い、来年度から本格実施する。

高齢化社会で高齢者ドライバーが増加。それに伴い高齢者の交通事故も全国的に増えている。このため、年齢70歳以上の高齢者ドライバーは運転免許更新の際に高齢者講習の受講が義務付けられている。その他、免許更新時以外でも高齢者ドライバーが任意に受講できる「運転免許取得者認定教育制度」がある。加美町でも、近年、高齢者がかかる交通事故が増えており、昨年暮れには75歳以上の高齢者による死亡事故も発生している。

このため、県警と協力して70歳以上の高齢者講習の拡大を図ることにしたものの、同講習は運転適性検査や運転技能の見極め、基本走行、危険予測、急制動、危険回避などの座学と運転実習の計2時間。受講料は6,000円だが半額を町が助成する。希望者は加美地区交通安全協会に申し込む。

秋田県 小川町  
地域ブランド創出で  
住民アンケート

町の秋田スギ活用構想検討委員会は、このほど、地域ブランド創出・育成のための住民アンケート調査結果を公表した。調査は、地域ブランドの確立を図り、秋田スギ活用構想検討構想を策定するため実施。1,094戸を対象に実施したが回答は161戸(14.7%)だった。

それによると、村に愛着・誇りがあるのは9割前後と圧倒的で、住む場所としての魅力も9割近くがあるとしたが、働く場所としての魅力はないが7割近く、観光・交流拠点としての魅力も6割超がないとした。

ただ、村外に紹介したい村の魅力を聞いたところ、多くの資源で「紹介したい」が多数で、特に「ぜひ紹介したい」の割合が高かったのは天然杉やコブ杉、伝統・体験活動の「万灯火」などのほか、特産品の山野草(コアニチドリ)、米、食用ほおずき、山吹まんじゅうなどで高かった。自由意見では「村の産業祭出品の農産物以外の出品展示会を年2〜3回くらい小規模に実施して地域のブランド力を向上させる村の姿勢が必要」などもあった。

宮城県 玉山村  
企業誘致へ固定資産税  
を10年間半減

町は、町内に進出する企業に対し県内市町村で「1番」の優遇措置を講じる制度を創設した。それらを盛り込んだ「企業誘致促進条例」が10月1日から施行されたことを受けて、町では企業誘致に向けたPRに本格的な取り組みを始めた。町には、これまで工場が進出しやすかったりも適地がなかった。このため、今年4月に町内2カ所を都市計画法に基づく

宮城県 本木町  
「ゆるキャラ」の名前を  
「いつきちゃん」に決定

村は11月21日〜23日の3日間、子守唄公園周辺で「第21回五木の子守唄祭」を開催するが、同祭実行委員会が募集していた子守娘のゆるキャラ(着ぐるみ)の名前が「いつきちゃん」に決定された。全国的に広がりをもてるゆるキャラだが、子守娘には全国から284通もの応募が寄せられ、応募理由等も勘案して兵庫県西宮市の三滝晃子さんが採用者とされた。子守唄祭中日の22日に表彰が行われる予定。「いつきちゃん」は今後、村のPRのために活躍することになる。

なお、同祭では、「正調 五木の子守唄」や郷土芸能、文化芸能などが披露される予定。また、大庭照子さん、星野ひなこさん、DOYO組さんによる童謡コンサートも行われる。山々に響き渡り、目の前で繰り広げられる打上花火も見ものという。

工業系区域(10・3ヘクタール、2・3ヘクタール)に指定。併せて、進出する事業所の土地・家屋・償却資産の固定資産税相当額の2分の1を奨励金として10年間交付する。なお、進出する事業所には①敷地面積が3,000平方メートル以上②事業所の延べ床面積が1,500平方メートル以上③公害発生がない④などの条件を課している。

企業誘致については、近隣市町村でも様々な特典を設けているが、町では「10年間の措置期間は、県内市町村の中でも圧倒的に抜きん出ている」として、ホームページでも「企業誘致 営業中。工業用地をお探しなら」とのタイトルでPRしている。

随 想

随 想

心豊かでぬくもりあふれる自立の村づくり

奈良県山添村長 窪田 剛久



奈良県の山添村は、奈良県の北東部に位置し、66km<sup>2</sup>の面積と人口4、500人足らずの小さな村です。昭和の合併で近隣の3つの村が合併し誕生した山添村は、茶、米、野菜等を基幹作物とする農山村です。平成の合併では、合併を選択せずに自立の村づくりに取り組んでおります。奈良市、天理市、三重県名張市、伊賀市等にも比較的近く、村の中心を横断する名古屋と大阪を結ぶ名阪国道は、村内に3カ所のインターチェンジがあり、また奈良市から名張市までは特級県道が整備されていることもあり、農山村とはいえ道路環境は良好です。住民は勤勉で人情深く、ぬくもりの村と言われております。

重くみた村長が合併せずに自立をめざしましたが、1年余りで辞任を余儀なくされる程に村政は混乱し、「こんな時に火中の栗は…」と誰もが尻込みするばかりでありました。そんな中、自動車販売会社に勤務していた私は、住民の意向である住民投票の結果を重視し、合併せずに自立していく村づくりをめざして村長選挙に出馬し、合併派の候補と厳しい選挙戦の末かろうじて勝利したのは平成16年5月でした。

あると考え、健全財政確立を村づくりの第一目標として、9カ条に及ぶ行財政改革の骨子を議会に提案したのち、延べ20数日の説明会を開いて村民ひとりひとりに理解を求めました。保育園・小学校・公民館等の統合、村内施設の運営方法の見直し、行政組織の改革、そして何よりも大切な村民意識の改革を提案いたしました。

市町村合併問題が下火になってきたころ、提案した小学校統合問題について再び反対運動がおこり、厳しい状況に戻りました。当時はこの小さな村に6校もあった小学校を段階的に3校に統合していたものを、さらに1校とすることを提案したためであります。本来ならば複式学級となる児童のいない学年や、2〜3人の学年を地域の要望により、村費講師の雇用で解消を図る現状が果たしてよいのか。教育効果や社会性に富んだ教育の点から将来この村の教育はこれでよいのか。私はそれらをPTAや地域の方々に説明し理解を求めました。将来の不安は分かっても小規模学校の利点ばかりを論じ、なかなか同意は得られませんでした。その後も根強く議論を続けた

季節の俳句カレンダー

落葉してジュラ紀の骨に木の匂い

室生幸太郎

季語は「落葉」。「ジュラ紀」は一億数千万年前のいわば化石時代。地球上に現在のような植物はなく、恐竜やアンモナイトなどの化石動物の時代。詠まれている「骨」は博物館や研究室に保管されている貴重な発掘資料で、巨大な骨格に大樹を連想した作者が窓の外に見た「落葉」と、時空を超越して融合させ、心象世界を創造したものと想う。「木の匂い」と結んだことで現代人の感覚と、人間も存在しなかった古代を一つに合成している。

少年のまだ起きている雪起こし

斎藤美規

季語の「雪起こし」は、厳しい寒さと厚い雲の下で雪の降り始めるキッカケをつくるような雷鳴や落雷のこと。「少年」としては雪合戦やスキーなどの楽しみへの期待が先行するだろうが、大人たちは積雪や吹雪による交通障害や日常生活上の不都合に頭を悩ますことになる。「少年のまだ起きている」ということは、日付の変わる頃に近い夜更けだろう。家族それぞれに期待と不安の交じったワクワク・イライラ感が文字の裏に見える。

山中風白い手を出しぬ

庄司とほる

季語の「凧」は読みも同じで「木枯らし」とも書く冬の風。俳句では共に使われるが、文字から受けるイメージは「木枯らし」は木々の揺れや葉の枯れを想起させるのに対し、「凧」は風そのものあるいは象徴的表現の感が強い。この句では後に続く「白い手」が人の「手」ではなく「雪」あるいは「寒気」を色に託して表現しており、その言葉のつながりを見ても、季語の重複を避ける意味でも巧みな詩的表現になっている。

随 想

結果、任期満了の2か月前にようやく全校バス通学や30人学級の実施、教育内容・学校施設の充実等に取り組みことをご理解いただき、20年4月の全村1小学校統合を成し遂げることができました。

行政経験のない私が1期目を何とか勤め上げることができたのも議会を始め多くの皆様方のご支援のためものと感謝しているところでございます。

1期目を振り返ってみると、保育園・小学校の統合や他の自治体に先駆けて収入役の廃止、行政組織の再編、直営のゴミ収集、学童保育の実施、税徴収部門の強化等々、提案した行財政改革もほぼ成し遂げ、国保・介護保険の低額料金運営、老人の医療費額内最少、小学校卒業までの医療費無料化など、ささやかな成果も現れています。何よりも市町村合併問題で混乱していた村が、住民の心をひとつにして自立の村づくりに取り組み姿が目に見えてきたことはうれしい限りです。2期目においては「小さくても良い輝き夢のある日本一の村をめざして」をスローガンに、今日まで積みあげてきたことに新たな取り組みを加えた次の5項目

を提案し、円満で和のある落ち着いた村づくりに取り組んでいきたいと思えます。

1、安心安全の村

健全財政確立、老人・子どもの交通安全、安心できる生活環境

2、福祉と健康の村

住民健診の充実、小学校卒業までの医療費無料、国保・介護保険低額運営、診療所充実

3、教育と文化を育む村

教育内容・機器・施設の充実、30人学級、伝統文化の継承

4、農林商工業を振興する村

農業の振興（茶・野菜・米）、農業グループづくり、直売所

5、観光とにぎわいの村

案内板、観光ボランティア、ルート作成、イベントPR

山添村は、10カ年総合計画を基本として、さらに各項目の充実を図っていきます。先人たちが努力して守り育てていただいた山添村をさらに進展することを、そして「全国に輝く日本一の村づくり」を大きな目標として地道に努力していきます。皆様方のご指導をお願いいたします。

みんなで減らそう！超過勤務！

幹部・管理職員の皆さん

- ・率先して定時退庁に努めていますか？
- ・特定の職員に超過勤務が集中しないよう、業務配分・人員配置の調整に努めていますか？
- ・業務改善に取り組む職員を評価していますか？

職員の皆さん

- ・勤務時間内に業務が処理できるように、常に事務の効率化・改善を図っていますか？
- ・超過勤務は社会全体にとってコストであることを意識していますか？

～もう一度、それぞれの立場で考えましょう～

総務省



# 車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。  
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

## 町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**  
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。  
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱一括払の5%割引の適用はありません。)

## さらに

無料ロードサービスがついてきます。  
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。  
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

## 契約条件と掛金(保険料)例

・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年  
・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車名	スズキ ワゴンR	加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
型式	MH22S	一般条件(割引適用済)	40,690円	32,420円
初度登録	平成21年1月(新車割引あり)	(通常・新規で加入する場合)	71,380円	56,880円
年齢条件	30歳以上担保	車対車+A(割引適用済)	22,380円	17,830円
運転手限定	家族限定	(通常・新規で加入する場合)	39,260円	31,280円
共済(保険)金額	150万円	限定A(割引適用済)	—	3,960円
払込方法	集団扱一括払	(通常・新規で加入する場合)	—	9,030円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のものであります。保険料は平成21年1月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
  - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
  - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
  - ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
  - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里  
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)  
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

〈車両保険引受保険会社〉 ㈱損害保険ジャパン

平成20年9月9日 SJ08-05327